

第4 1回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～
大会テーマソング使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「第4 1回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」(以下、「大会」という。)の大会テーマソング「いのちをつなぐ碧い海」(以下、「テーマソング」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 テーマソングを使用することができるのは、ひょうご豊かな海づくり県民会議(以下、「県民会議」という。)が認める共同利用者(以下、「共同利用者」という。)に限る。

なお、共同利用者は県民会議が選定し、兵庫県又は県民会議の公式ホームページ上で公表する。

(使用方法)

第3条 テーマソングの使用は、豊かな海づくりの啓発を目的とする場合に限り、営利を目的とした使用は認めない。

テーマソングの使用にあたっては事前に県民会議事務局に使用方法・用途について確認をとったうえで使用するものとする。

(使用料)

第4条 豊かな海づくりの啓発にかかるものであると県民会議事務局が認めた場合に限り使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 共同利用者は、著作権者の権利を侵害することがないように、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本規程及び県民会議の指示する条件に従うこと。
- (2) 県民会議が貸与するテーマソングの音源CD(盤面・ジャケットを含む)や楽譜(以下「CDや楽譜」という。)を複製、加工、編集しないこと。
- (3) CDや音源データ、楽譜を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(責任の制限)

第6条 テーマソングの不適切な使用によって、共同利用者に損害が生じた場合及び共同利用者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、県民会議は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用期限)

第7条 テーマソングの使用期限は令和8年3月31日までとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、テーマソングの取扱いについて必要な事項は、県民会議事務局が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年5月23日より施行する。